

社会福祉法人大任町社会福祉協議会常務理事業務執行規程

平成29年6月9日制定
大社協規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大任町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第18条第2項に規定する常務理事の業務執行について、定款第21条第2項の規定により定めるものとする。

(分担執行業務)

第2条 常務理事は、次の各号に掲げる業務について分担執行する。

- (1) 事務局長の指揮監督に関する事項
- (2) 役職員の県内旅行命令に関する事項
- (3) 会長及び副会長がともに不在のときの代決に関する事項
- (4) 会計責任者の指導監督に関する事項
- (5) 計算関係書類及び財産目録の監査の提出及び受理に関する事項
- (6) その他法人の運営の指導及び助言に関する事項

2 常務理事は、法人定款第21条第4項の規定に基づき、業務分担執行の状況について理事会に報告しなければならない。

(その他)

第3条 この規程に定めるものについて疑義が生じたときは、理事会で審議の上、決定する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。